

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて提出する。

平成 16 年 2 月 9 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (2)	条例、規則等の取扱い
美方町、村岡町及び香住町が制定している条例、規則については、次のとおりとする。 1 条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。 (1) 合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時に制定施行するもの (即時施行) (2) 合併後においても、一定の地域に当分の間、暫定的に施行するもの (暫定施行) (3) 合併後において、逐次制定し施行するもの (逐次施行)		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	条例、規則等の取扱い	協議細目																									
原 則	新設合併の場合、合併関係市町村は、消滅するため、各町村の条例・規則等は失効する。 また、合併と同時に消滅することとなる矢田川流域衛生一部事務組合の条例、規則等も失効する。 このため、新町において必要な条例・規則等は、原則として、新町において新たに制定し施行する必要がある。																										
現行各町の条例・規則等	現行各町の条例・規則等 <table> <tr> <th>町 名</th><th>条例</th><th>規則</th><th>その他</th></tr> <tr> <td>美方町</td><td>158</td><td>135</td><td>176</td></tr> <tr> <td>村岡町</td><td>172</td><td>131</td><td>247</td></tr> <tr> <td>香住町</td><td>159</td><td>122</td><td>285</td></tr> <tr> <td>矢田川流域衛生 一部事務組合</td><td>19</td><td>9</td><td>9</td></tr> <tr> <td>計</td><td>508</td><td>397</td><td>717</td></tr> </table>	町 名	条例	規則	その他	美方町	158	135	176	村岡町	172	131	247	香住町	159	122	285	矢田川流域衛生 一部事務組合	19	9	9	計	508	397	717	合計件数	1,622
町 名	条例	規則	その他																								
美方町	158	135	176																								
村岡町	172	131	247																								
香住町	159	122	285																								
矢田川流域衛生 一部事務組合	19	9	9																								
計	508	397	717																								
参考法令 地方自治法 第179条抜粋	第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事項を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。 2 略 3 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。																										
地方自治法施行令 第1条の2、 第3条抜粋	第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。 第3条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第一条の二の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。																										

参 考 資 料

協議項目	条例、規則等の取扱い	協議細目	
先進事例	新市町名等	調 整 方 針	
	養父市	条例・規則の取り扱いについて 4町が制定している条例・規則については、次のとおり調整する。 1．合併協議会で確認された事務事業に関する条例・規則等については、それぞれの調整方針に従って整理する。 2．4町が同一又は1団体のみが制定している条例・規則等については、原則として現行のとおりとする。 3．類似、相違又は数団体に制定されている条例・規則等については、いずれかを基本に調整統一する。 4．条例・規則等の制定にあたっては、新市における事務事業に支障をきたさぬよう次の区分により整備するものとする。 (1) 合併時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させる必要のあるもの (2) 従来旧町で施行されていた条例・規則等を引き続き暫定施行させるもの (3) 合併後、逐次制定し施行させるもの (4) 廃止すべきもの	
	朝来市	条例、規則等の制定にあたっては、各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。 (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの (3) 合併後、逐次制定し、施行するもの	
	篠山市	(1) 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等については、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。 (2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 (3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。	